



公的年金等の源泉徴収票が送付されます

厚生年金や国民年金などを受給している方に、令和7年分の年金額や源泉徴収税額をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬以降に送付されます。

なお、障害年金や遺族年金は課税対象にならないため、源泉徴収票は送付されません。また、「ねんきんネット」をご利用の方は、源泉徴収票を電子データで受け取ることができます。

紛失等により再交付を希望する場合

源泉徴収票の再交付は、ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）にお問い合わせください。電話による再交付の場合は、送付まで2週間程度かかりますので、お急ぎの場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

国民年金基金制度のご案内

国民年金基金は、国民年金に上乗せする公的な年金制度です。掛金は全額「社会保険料控除」の対象となるため、所得税と住民税が軽減されます。

また、受け取る年金も「公的年金等控除」があるなど、税制面でも優遇されています。

次の条件を満たした方が加入できます

- ①20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者
- ②60歳以上65歳未満の方や海外居住者で国民年金に任意加入している方

国民年金基金制度の問い合わせ 全国国民年金基金 東北支部 ☎0120-65-4192

◆問い合わせ先 秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課医療年金係 ☎85-2137
琴丘支所 ☎87-3516 山本支所 ☎83-2115



知って得する！農業者年金

国民年金に上乗せとなる公的年金

安心で豊かな老後につながる6つのポイント

1. 年間60日以上農業に従事する、国民年金の第1号被保険者や任意加入者が加入できます。
2. 積立方式・確定拠出型で少子高齢化に強みがあります。
3. 保険料は、月額2万円～6万7,000円の間で自由に決められます。
4. 終身年金であり、80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が支給されます。
5. 支払った保険料は全額社会保険料の控除対象となるほか、運用益は非課税となります。
6. 加入時の年齢や認定農業者など一定の要件を満たす場合は、保険料の国庫補助（政策支援）が受けられます。

JA秋田やまもと金融課でお申し込みください。
(☎87-4602)



◆問い合わせ先 独立行政法人農業者年金基金 ☎03-5919-0371 または
三種町農業委員会 ☎85-4832